

監査報告書

令和7年5月24日

学校法人三島学園

監事

山本博子 

監事

岡部洋子 

私たちは、学校法人三島学園の監事として、私立学校法第37条3項に基づいて
同学園の令和6年度決算における財産目録及び決算書類(貸借対照表、資金収支計算書
及び、事業活動収支計算書)を含め、学校法人の業務及び財産に関して監査を行いました。

監査の結果、私たちは学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令もしくは
寄付行為に違反する重大な事実の無いことを認めます。

以上